

(苦情解決)

第五十二条 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に及び、及び利用者又はその家族からの苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に及び、及び利用者又はその家族からの苦情に関し都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第四十八条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に及び、及び利用者又はその家族からの苦情に関し都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定障害者支援施設等は、都道府県知事、市町村又は市町村長からの求めがあった場合には、第三項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんによる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)
第五十三条 指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)
第五十四条 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

一 第十七条第一項に規定するサービスの提供の記録
二 施設障害福祉サービス計画
三 第三十九条に規定する市町村への通知に係る記録
四 第四十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
五 第五十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録
六 第五十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附則
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

第二条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二条第十二号中「指定障害福祉サービス等につき」とあるのは、「指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援(法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。以下この条及び第二十条において同じ。以下「つき」と、法第二十九条第三項」とあるのは、「法第二十九条第三項又は法附則第二十一条第二項若しくは法附則第二十二條第四項」と、第二十條中「他の指定障害福祉サービス等」とあるのは、「他の指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援」と、含む。）」とあるのは、「含む。）」又は法附則第二十一条第二項若しくは法附則第二十二條第四項」と、指定障害福祉サービス事業者等」とあるのは、「指定障害福祉サービス事業者等又は特定旧法指定施設(法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設をいう。）」とする。

(経過的指定障害者支援施設等に置くべき従業者の員数)
第三条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第一号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護、規則附則第一条の二の規定による就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型又は第六号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する指定障害者支援施設等(以下「経過的指定障害者支援施設等」という。)に置くべき従業者及びその員数は、第四条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 生活介護を行う場合 第四条第一項第一号に規定する従業者及びその員数とする。ただし、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、同号イ(2)の規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次のイ及びロに掲げる数を合計した数以上とする。
イ (1)から(3)までに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる数
(1) 平均障害程度区分が四未満 利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。(2)及び(3)において同じ。)の数を六で除した数

(2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数
(3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数
ロ イ(1)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数

二 自立訓練(機能訓練)を行う場合 第四条第一項第二号に規定する従業者及びその員数とする。
三 自立訓練(生活訓練)を行う場合 第四条第一項第三号に規定する従業者及びその員数とする。
四 就労移行支援を行う場合 第四条第一項第四号に規定する従業者及びその員数とする。
五 就労継続支援A型又は就労継続支援B型を行う場合

イ 就労継続支援A型又は就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
(1) 職業指導員及び生活支援員
(二) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

(三) 生活支援員の数は、一以上とする。